

三島市



妊娠中や産後のお母さんを応援します！



訪問型サポート事業

(三島市子育て世帯訪問支援事業)

妊娠期や産後6ヶ月未満で家族等の援助が受けられない方やその家族に対し、市内の訪問介護事業所等の訪問支援員が訪問し家事や育児支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境を整えるための事業です。



利用できる方

妊娠期及び産後6ヶ月未満で家族等からの支援が受けられず、自分の体調や育児に不安がある、三島にお住まいのお母さんと赤ちゃん。※重篤な医療行為が必要な方は利用できません。



支援内容

○家事援助

食事の準備及び片づけ・衣類の洗濯・居宅等の掃除及び整理整頓・生活必需品の買い物等

○お産援助

産科医療機関への付添いや電話連絡・診察時の上の子の付添い等

○育児援助

新生児・乳児の世話・上の子がいる場合その遊び相手等

※託児は行っていません



利用者負担金・利用時間

※利用者負担金は利用時に、サービス提供事業所に全額 現金 でお支払ください。

利用者負担金			利用時間
	課税世帯	非課税世帯※1	
妊娠	500 円/1 時間	無料	原則、1 回につき 30 分以上 2 時間以内 (合せて 24 時間まで)
産後6ヶ月未満	500 円/1 時間	無料	

※1 生活保護世帯・非課税世帯の利用者負担金は、免除されます。



利用方法

1) 利用申込み

利用を希望する方は、「三島市訪問型サポート事業利用申請書」を三島市健康づくり課（保健センター内）に提出して下さい。

利用は、妊娠期～出産後6ヶ月未満となります。

*申請書は保健センターで配布もしくは三島市ホームページからダウンロードできます。

*申請から利用開始まで10日前後かかることがあります。利用時期が決まったら余裕をもって申請手続きを行うようご協力をお願いいたします。

2) 提出方法

保健センターへご持参いただくか、郵送にてご提出ください。（難しい場合はご相談ください。）

3) 利用決定

利用申請書に基づき審査した結果、利用可否決定通知書を送付します。
なお、利用希望日に申し込みが多数あった場合はご希望に添えない場合があります。

4) 利用開始

利用者が実施事業所と連絡をとり、利用が始まります。

5) その他の注意点

キャンセル又は利用日程を変更する場合はできるだけ早めに事業所へご連絡ください。



三島市では妊産婦さんが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、
様々な支援を行っています。

お気軽にお問合せください。



お問合せ先

三島市健康づくり課（三島市立保健センター） 【こども家庭センター】

所在地：〒411-0832 三島市南二日町8番35号

電話：055-973-3700

受付：月～金（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分